

農業交渉議長参照文書(追加)の概要
(途上国向け特別セーフガード、特別品目)

I. 途上国向け特別セーフガード(SSM)

○ 対象範囲

特別な状況について対処できるよう「あらかじめ制約を加えるべきではない」との立場と、日常的に発動・適用されることがないよう「何らかの形であらかじめ制約を加えておくべき」との立場が存在。

○ 発動基準

参照期間

(数量ベース) 固定された期間の平均とするのか、直近の期間の平均とするのか等。

(価格ベース) 直近3年間の月間平均とするのか、直近3年間又は固定された3年間の平均とするのか。

輸入形態

MFN(最恵国待遇)ベースのものに限るのか、その他のもの(枠内輸入、FTA等)も含めるのか。

○ 救済措置

具体的内容

(数量ベース) 追加関税は譲許税率の一定割合と一定の従価税の高い方という案と、実行税率の一定割合とする、または、追加関税を付加した関税に上限(例えばUR譲許水準)を設定するという案が存在。

(価格ベース) 発動基準価格と輸入価格との差を追加関税として賦課するという案と、追加関税はUR譲許税率と新たな譲許税率の差の半分までとすべきという案が存在。

適用期間

発動後12か月という案と、その年度の年度末までという案が存在。

II. 特別品目(SP)

- ・ まず特別品目の数(タリフラインの一定の数・一定の割合に限定)について決めるべきという議論の流れ。

- ・ これまで関税削減率、階層の境界やこれらについての途上国の扱いが議論の中心だったが、特別品目は、関税削減率、階層の境界について議論する際を中心として効果的な切り札となる可能性。
- ・ G33の提案による「タリフラインの20%」を仮定の数字とすると、ある国の輸入量の98.4%を占めるというケースもあり、これでは、他のS&Dの議論が余分なものとなり、また、「特別な扱い」の議論の対象外と言わざるをえない。
- ・ 現実的なオプションとして
 - 20%より低い数字を考える
 - 取扱いの議論とリンクさせて数の問題を考える
 - メンバー間で真の意図するところ(実際に何を特別品目とするか等)を話し合う
 - 等が考えられる。
- ・ かけ離れた両極端の数字に固執すれば、指標の議論に戻るべきだろうし、譲許表交渉の段階で数字のガイダンスなしに再検討を行うというオプションもある。

(参考)

農業交渉議長参照文書の概要(既提出分)

・青の政策

- ・ 青の政策について更に制約を加えることについて意見の収れん。
- ・ 青の政策全体の上限を農業総生産額の5%から2.5%に引き下げることに
ついて、大部分の加盟国から受け入れられつつある。
- 留意事項
 - ・ 上限の引き下げが規律強化のための最も重要な手段であるとの認識。
 - ・ この他にも、青の政策全体又は新青の政策を対象として様々な提案。
 - ・ また、特定品目への集中防止というアプローチに反対はないので、まずは、
この仮説が実際に運用可能なのかといった技術的な議論を優先的かつ速
やかに行う必要。ただし、それ以外のアプローチをとる提案が排除されたわ
けではない。
- その他
 - ・ ある国が新たに青の政策を導入しようとする場合や、新たに対象品目を追
加しようとする場合をどう扱うかという問題についても対処が必要。

・緑の政策

- ・ 緑の政策を開発途上国の農業の現実に即したものとするための修正につ
いて、一定の方向性。
- ・ 基準期間や、基準となる面積・家畜頭数は、固定され、更新されないものと
すべきとの提案には、概ね前向き。
- ・ 直接支払は生産水準や生産への投入要素に関連してはならないとの提案
や、デカップル支払と黄や青の政策の合計額が当該品目の生産額の一定
以上の場合はデカップル支払を実施してはならないとの提案があるが、これ
らについては強い反対あり。

III. 食料援助

- 緊急食料援助のためのセーフボックス
 - (1) 緊急食料援助(適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員
会、関係国際人道機関と協力して活動する国際的・地域的人道機関、非政
府機関又は民間慈善団体からの緊急アピールに応じて供給される援助、

例外的状況下で受益国による緊急要請に応じて供与される援助)は、下記(2)を除き規律を適用しない。

(2) その他の検討されるべき規律

- (i) 緊急食料援助は商業的取引とは一切結び付けられるべきではない。
- (ii) 緊急食料援助は再輸出してはならない。
- (iii) 現物援助は完全無償。

○ 非緊急事態における食料援助の規律

(1) 非緊急時に供給される現物食料援助は、()要求/ニーズに基づくこと、()ニーズ評価に基づくこと、()受益国への商業的輸出に結び付けられないこと、()開発目的に対処するものであること、()当該地方、地域から調達することとの条件。

(2) 非緊急食料援助は再輸出してはならない。

(3) ()完全に無償の形態で供与されるべきか、()現金化が許容されるか、()現物援助が許容されるか現金援助のみ許容されるかの問題については意見の収斂なし。

IV. 輸出信用

○ 規律の対象となる輸出信用の形態

- ・ 直接信用 / 融資、再融資及び利子補給等の公的金融支持
- ・ 輸出信用保険又は再保険及び輸出信用保証等のリスク保証

○ 信用供与の期間と支払条件

(a) 最長償還期間 (b)利子支払 (c)最低貸出金利 (d)公的金融支持、輸出信用保証又は輸出信用保険/再保険において不払いのリスク保証の対価となるプレミアム (e)リスクシェアリング (f)外国為替リスク (g)自己資金調達

○ 不適合な輸出信用による助成

- ・ 信用供与の期間と支払い条件の規定に適合しない助成は、“不適合な輸出信用”と呼ばれ、本協定が規律する輸出補助金に含まれ、禁止される。

V. 輸出国貿易企業

○ 定義

- ・ ガット第 17 条の定義で十分、それでは広すぎる、狭すぎるという3つの異な

る立場が存在。

○ 直接的規律

- ・ 「2013 年末までにすべての形態の輸出補助金の撤廃と並行的に以下を撤廃」

(a) 輸出補助金: 輸出国貿に対する又は輸出国貿による輸出補助金

(b) 政府融資: 資金への特権的アクセスなど

(c) 損失補償: 輸出国貿の輸出販売におけるコスト、負債の弁済などの補償

○ 独占権

- ・ 独占権は、輸出補助金、政府融資、損失補償に対する規律を妨げるために用いられるべきではないことを確保するべきとの考え方と、独占権は撤廃されるべきとの考え方が存在。

○ 独占権の S & D

- ・ 途上国は、独占権の保持に関する特別配慮を受けることができる。